

派遣労働者の同一労働同一賃金に関する相談窓口

令和8年10月1日から、派遣労働者の更なる待遇改善を図るため、同一労働同一賃金ガイドラインの明確化、待遇に関する説明義務の改善、公正な評価による待遇改善の促進などの改正が行われます。

? このような疑問やお悩みはありませんか？

- ✓ 令和8年10月1日改正の内容や必要な対応が分からない
- ✓ 待遇の相違について、どのように説明し、または説明を求めればよいか分からない
- ✓ 派遣労働者の評価を待遇の改善にどのようにつなげればよいか分からない

派遣労働者及び事業主の皆さまからの
ご相談を受け付けています

お問い合わせ先

山口労働局 職業安定部 職業安定課
需給調整事業室



083-995-0385

改正内容や必要な対応について、お気軽にご相談ください。